

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第三号の改正規定の次に次のように加える。

附則第三条第一号を次のように改める。

一 削除

附則第二項を削り、附則第一項ただし書並びに同項の見出し及び項番号を削る。